

# 国府居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1.事業者

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 有誠福祉会           |
| (2) 法人所在地 | 徳島県名西郡石井町石井字石井 1994 番地 |
| (3) 電話番号  | 088-675-3738           |
| (4) 代表者名  | 理事長 手 束 直 胤            |
| (5) 設立年月日 | 昭和 54 年 6 月 18 日       |

## 2.事業所の概要

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 事業所の名称   | 国府居宅介護支援事業所             |
| (2) 事業所の所在地  | 徳島県徳島市国府町早淵 734 番地      |
| (3) 介護保険指定番号 | 第 3 6 7 0 1 0 3 8 9 8 号 |
| (4) 電話番号     | 088-624-8845            |
| (5) 管理者      | 柴 田 紀 久 美               |

## 3.事業の目的

(1) 社会福祉法人有誠福祉会が開設する国府居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態となった場合において可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援することを目的とする。

## 4.運営の方針

- (1) サービス事業者の選定に当たっては、特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公正中立に、常に利用者の立場に立った、居宅介護支援の提供に努めてまいります。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 5.職員の配置状況

管理者（主任介護支援専門員）	1 名
介護支援専門員 専従（常勤）	1 名

## 6.営業日及び営業時間

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 営業日  | 月曜日～金曜日  |
| (2) 営業時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分<br>(但し、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。) |

## 7.通常の事業の実施地域 徳島市 名西郡 板野郡 吉野川市

## 8.利用料金

要介護または要支援認定を受けられる方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

- \* 保険料の滞納等により、法廷代理受領をできなくなった場合は、1 ヶ月につき要介護度に応じて表記した金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日お住まいの市区町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(厚生大臣が定める基準により算出した、居宅介護支援ならびに支援サービス計画費の額です)

居宅介護支援費	要介護 1・2	10860 円/月
	要介護 3・4・5	14110 円/月

居宅支援初回加算	3000 円/月
----------	----------

徳島市は地域区分が 7 級地に分類され、負担金額が 3 % (10 円→10.21 円) 上乘せされます。

※ 徳島市 神山町の地域包括支援センターと委託契約あり。

## 9. サービス利用の方法

### (1) サービス利用の開始

まずは、お電話等でお問い合わせください。

### (2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出くださればいつでも解約できます

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等や事業所のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

## 10. 公正中立なケアマネジメントの確保について

(1) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者様やご家族様は複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由をご説明いたします。

(2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用状況は、別紙 1 のとおりである。

## 11. ハラスメント対策について

(1) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。

(2) 利用者が、事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 12. 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

(4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。※担当者は管理者とします。

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 13. 感染症や災害の対応力強化について

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の、提供が受けられるように、業務継続計画を策定すると共に、その計画に従い必要な研修

及び訓練を実施します。

また、感染症の予防及びまん延防止に努め指針の整備と感染予防委員会に担当者が参加し、必要な研修及び訓練を実施します。

#### 苦情の受付について

※居宅介護支援に対する相談、要望、苦情等は、介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。

* 苦情相談窓口 *	
苦情解決責任者	原 雅 代
窓口担当者	柴 田 紀 久 美
電話番号	088-624-8845
(受付時間	月～金 8:30～17:15)

\*当事業所関係者及び利用者以外の中立・公正な「第三者機関」の設置

○苦情解決第三者委員 岩 根 光 隆  
久 米 毅

\*事業所以外に、下記の相談窓口に苦情を伝えることもできます。

徳島市役所 健康福祉部 高齢介護課（給付係）	所在地 徳島市幸町 2-5 電話番号 088-621-5585 F A X 088-624-0961 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険 団体連合会 介護保険課 （苦情専門）	所在地 徳島市川内町平石若松 78-1 電話番号 088-665-7205 F A X 088-666-0228（合同） 受付時間 8:30～17:15
徳島県運営適正化 委員会（苦情受付）	所在地 徳島市中昭和町 1-2 電話番号 088-611-9988 F A X 088-611-9995 受付時間 8:30～17:15
石井町役場 長寿社会課	所在地 名西郡石井町高川原字高川原 121-1 電話番号 088-674-6111 F A X 088-674-2030 受付時間 8:30～17:15
神山町役場 健康福祉課	所在地 名西郡神山町神領字本野間 100 電話番号 088-676-1114 F A X 088-676-1100 受付時間 8:30～17:15
吉野川市役所 長寿いきがい課	所在地 吉野川市鴨島町鴨島 115-11 電話番号 0883-22-2264 F A X 0883-22-2260 受付時間 8:30～17:15

上板町役場 健康推進課	所在地	板野郡上板町七條字経塚 42 番地
	電話番号	088-694-6810
	F A X	088-694-5903
	受付時間	8 : 30~17 : 15
藍住町役場 介護保険室	所在地	板野郡藍住町奥野字矢上前32-1
	電話番号	088-637-3311
	FAX	088-637-3312
	受付時間	8:30~17:17

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 有誠福祉会

<代表者名> 手 東 直 胤

<事業所名> 国府居宅介護支援事業所

<住 所> 徳島県徳島市国府町早淵 7 3 4 番地

<説明者職名> 管理者

<氏 名> 柴 田 紀 久 美

印

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

代理人

<住 所>

<氏 名>

(続柄)

印